

令和3年11月1日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

個人のお客さまの新規口座開設手続きに関するお知らせ

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、「振り込め詐欺」や「ヤミ金融業者」などが預金口座を利用して違法な取り立てを行ったりするなど、金融機関の預金口座が犯罪に利用される事例が発生し社会的な問題となっております。

犯罪で利用される口座は、お住まいやお勤め先から離れた支店で申込みされることが多いなどの理由により、当金庫では、不正使用目的での口座開設を未然に防止するため、個人のお客さまが普通預金口座（総合口座を含む）を開設される場合は、下記のとおり対応させていただきます。

お客さまには、ご不便・お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. お取引店舗について

口座開設は、原則、お住まいまたはお勤め先等の最寄りの当金庫本支店での開設となります。なお、最寄りの店舗以外での口座開設をご希望される場合には、その理由をお尋ねして、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

2. 複数口座の開設について

すでに当金庫の普通預金口座（総合口座を含む）をご利用されている場合は、新たな普通預金口座（総合口座を含む）の開設をお断りすることがございます。

以上